

令和6年6月

熊本県議会定例会議案

(条例等関係)

熊 本 県



## 議 案 目 録

第 5 号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	( 1 )
第 6 号	熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	( 5 )
第 7 号	熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	( 7 )
第 8 号	熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について……………	( 10 )
第 9 号	熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について……………	( 15 )
第 10 号	熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	( 16 )
第 11 号	熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について……………	( 19 )
第 12 号	工事請負契約の締結について……………	( 20 )
第 13 号	工事請負契約の変更について……………	( 21 )
第 14 号	工事請負契約の変更について……………	( 22 )
第 15 号	直轄災害復旧事業の経費に対する市町負担金について……………	( 23 )
第 16 号	専決処分の報告及び承認について……………	( 24 )
第 17 号	専決処分の報告及び承認について……………	( 25 )

## 報 告 目 録

報告第11号	専決処分の報告について……………	( 26 )
報告第12号	専決処分の報告について……………	( 27 )
報告第13号	専決処分の報告について……………	( 28 )
報告第14号	専決処分の報告について……………	( 29 )



第 5 号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第25条の16第1項中「人事委員会の定める職員」を「職員」に改め、同条第2項中「定める額」の次に「(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業にあっては、1,080円)」を加え、同項第1号中「480円」を「710円」に改め、同項第2号中「730円」を「1,080円」に改め、同条第3項第1号及び第2号中「前項各号」を「前項」に改める。

(熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第19号作業の項を次のように改める。

第19号作業	災害警備等作業(異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備、救難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守又は鑑識の作業で、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものをいう。)	1日につき 840円(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円)。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(同一の日において、第1号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額)とする。 1 当該作業が夜間(日没時から日出時までの時間をい
--------	--	--

		う。以下この項において同じ。)に及んだ場合、又は当該作業が夜間に行われた場合 当該額にその100分の50に相当する額を加算した額
		2 極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における災害警備等作業に従事した場合 当該額にその100分の100に相当する額を加算した額
	救難救助作業（山岳地における遭難者の救難救助又は異常な自然現象若しくは事故により発生した災害の被災者の救難救助の作業で、著しく危険を伴うもの（災害警備等作業であるものを除く。）をいう。）	1日につき 840円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における救難救助作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
	救難救助訓練作業（山岳地における遭難者の救難救助訓練の作業で著しく危険を伴うもの又はこの作業に相当すると人事委員会が認める作業をいう。）	1日につき 400円

（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正）

第3条 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中「災害警備等作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の10

0に相当する額を加算した額)」とあるのは、「災害警備等作業に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)に840円を加算した額」を「840円(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円)」とあるのは「1,680円」と、「当該額にその100分の50に相当する額を加算した額」とあるのは「2,100円」と、「場合当該額にその100分の100に相当する額を加算した額」とあるのは「場合 2,520円」に改める。

第3条第1項中「を除く。」の次に「以下「一般職員等」という。」を加える。

第5条第1項中「熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号。以下「職員特殊勤務手当条例」という。)第25条の16第1項に規定する職員」を「一般職員等」に、「同項」を「熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号。以下「職員特殊勤務手当条例」という。)第25条の16第1項」に改め、「による額」の次に「(同条第2項括弧書に規定する額を除く。)」を加え、「定められた」を「定める」に改め、同条第2項中「のうち人事委員会の定める職員」を削り、同条第3項中「第1項に規定する職員」を「一般職員等」に改める。

第6条中「840円」とあるのは「840円」を「1,680円」とあるのは「1,680円を超えない範囲内において人事委員会が定める額」と、「2,100円」とあるのは「2,100円を超えない範囲内において人事委員会が定める額」と、「2,520円」とあるのは「2,520円」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「第1条改正後特殊勤務手当条例」という。)の規定、第2条の規定による改正後の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例(以下「第3条改正後特殊勤務手当特例条例」という。)の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(手当の内払)

- 3 第1条改正後特殊勤務手当条例、第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例又は第3条改正後特殊勤務手当特例条例の規定を適用する場合には、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された手当は、当該各号に定める条例の規定による手当の内払とみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例 第1条改正後特殊勤務手当条例
- (2) 第2条の規定による改正前の熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例 第2条改正後警察職員特殊勤務手当条例
- (3) 第3条の規定による改正前の東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例 第3条改正後特殊勤務手当特例条例

(提案理由)

国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額等を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。



## 第 6 号

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県監査委員に関する条例(昭和39年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(熊本県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(熊本県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年熊本県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(熊本県下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県下水道事業の設置等に関する条例(昭和63年熊本県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条第1号中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改め、同条第2号中「第173条第1項第2号」を「第173条の4第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要

がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 7 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第61号中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項第62号中「大麻取締法第10条第5項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第63号中「大麻取締法第10条第6項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

別表第7の2スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフロッピーディスクに複写したものの交付の項を削る。

第2条 熊本県手数料条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第61号中「大麻草採取栽培者免許の」を「第一種大麻草採取栽培者免許の」に、「大麻草採取栽培者免許申請手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同項第62号中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者登録変更手数料」を「第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同項第63号中「大麻草採取栽培者免許証の」を「第一種大麻草採取栽培者免許証の」に、「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
  - (2) 第1条（熊本県手数料条例別表第7の2スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフロッピーディスクに複写したものの交付の項を削る改正規定を除く。）並びに附則第2項、第5項、第6項、第8項及び第11項の規定 公布の日又は大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下

「改正法」という。)の施行の日のいずれか遅い日

(3) 第2条並びに附則第3項、第7項及び第9項の規定 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

2 改正法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる大麻栽培者及び大麻研究者に係る手数料については、第1条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正法附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる大麻草採取栽培者に係る手数料については、第2条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(以下「2号施行日」という。)の前日までの間、改正法附則第6条の規定により行われる改正法第1条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料については、第1条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項(第61号に係る部分に限る。)の規定の例により徴収するものとする。

5 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日(以下「3号施行日」という。)の前日までの間、改正法附則第7条の規定により行われる改正法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定に基づく第一種大麻草採取栽培者免許の申請に係る手数料については、第2条の規定による改正後の熊本県手数料条例第2条第1項(第61号に係る部分に限る。)の規定の例により徴収するものとする。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

6 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。  
別表第1手数料の項第58号から第60号までを次のように改める。

58 大麻草採取栽培者免許申請手数料

59 大麻草採取栽培者登録変更手数料

60 大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

7 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第58号から第60号までを次のように改める。

58 第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料

59 第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料

60 第一種大麻草採取栽培者免許証再交付手数料

(熊本県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置)

8 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、附則第

6項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる手数料については、附則第7項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 2号施行日の前日までの間、附則第4項の規定により徴収する手数料については、附則第6項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例第2条及び別表第1（手数料の項第58号に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。

11 3号施行日の前日までの間、附則第5項の規定により徴収する手数料については、附則第7項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例第2条及び別表第1（手数料の項第58号に係る部分に限る。）の規定の例により徴収するものとする。

（提案理由）

大麻取締法（昭和23年法律第124号）等の一部改正に伴い、手数料の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 8 号

熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県税条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第63条第1項第1号及び第2号中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第107条の2第1項中「第11条の9第1項」を「第11条の10第1項」に改める。

附則第4条から第6条の2までを次のように改める。

第4条及び第5条 削除

（事業税の納税義務者等の特例）

第6条 第39条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの（前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであって、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条で定める額をいう。）が10億円を超えるものを除く。）」とする。

第6条の2 削除

第2条 熊本県税条例の一部を次のように改正する。

第30条第1項第4号中「及び第3号に掲げる寄附金（同条第3項及び」を「から第4号までに掲げる寄附金（」に改める。

第39条第1項第1号イ中「並びにこれらの法人」を「（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の次に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号イに次のように加える。

（ア） 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第10条の2で定める金額をいう。以下（ア）及び（イ）において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令第10条の3で定めるものを含む。）をいう。以下（ア）及び（イ）において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この号に

において同じ。)がある法人のうち払込資本の額(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係(当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。)がある場合その他施行令第10条の4第1項で定める場合において、当該法人が剰余金の配当(払込資本の額のうち施行令第10条の5で定める額の減少に伴うものに限る。以下(ア)及び(イ)において同じ。)又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のもので当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)の公布の日以後に、特定親法人(当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。)と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものが有するものとみなした場合において当該いずれか一のもので当該法人との間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令第10条の4第2項で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの((ア)に掲げる法人を除く。)

第48条の3第1項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

附則第6条中「附則第6条」を「附則第5条の7」に改める。

附則第6条の2を次のように改める。

第6条の2 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第45号)の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第24条の2第1項に規定する特別事業再編計画(以下この条において「特別事業再編計画」という。)について同項の認定を受けた同法第24条の3第1項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。)が、当該認定に係る特別事業再編計画(同項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に従って行う同法第2条第18項に規定する特別事業再編(生産性の向上及

び需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。)のための措置(同項第3号、第4号及び第6号に掲げる措置に限る。)として他の法人の株式若しくは出資(以下この条において「株式等」という。)の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日(以下この条において「取得等の日」という。)以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。)がある場合(その取得又は譲受けに係る対価の額が100億円を超える金額又は1億円に満たない金額である場合を除く。)において、当該他の法人(以下この条において「対象法人」という。)及び当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第24条の2第1項の認定の申請の日前5年以内に他の法人の株式等の取得をし、又は他の法人の株式を譲り受け、これをその取得又は譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人(当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち総務省令で定めるものに限る。以下この条において「5年以内株式等取得等法人」という。)の行う事業に対する第39条第1項の規定の適用については、対象法人又は5年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度(同法第24条の3第2項又は第3項の規定により同法第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度)までの各事業年度分の事業税に限り、第39条第1項第1号イ(ア)及び(イ)中「2億円を超えるもの」とあるのは、「2億円を超えるもの(附則第6条の2に規定する対象法人及び同条に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。)」とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条中第107条の2の改正規定 令和7年1月1日
  - (2) 第1条中第63条及び附則第4条から第6条の2までの改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和7年4月1日
  - (3) 第2条中第39条並びに附則第6条及び第6条の2の改正規定並びに附則第5項の規定 令和8年4月1日
  - (4) 第2条中第48条の3の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日
  - (5) 第2条中第30条の改正規定及び附則第2項の規定 前号に掲げる規定の施行の日



日の属する年の翌年の1月1日

(県民税に関する経過措置)

- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1項第5号に掲げる規定による改正後の熊本県税条例第30条第1項第4号の規定の適用については、同号中「寄附金（）」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項及び）」とする。

(事業税に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の熊本県税条例（次項において「7年新条例」という。）附則第6条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、2号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 4 2号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日（以下この項において「公布日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の熊本県税条例第39条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであって、公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る7年新条例附則第6条の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から同法附則第7条第2項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

- 5 第2条の規定による改正後の熊本県税条例第39条第1項及び附則第6条の2の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

- 6 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の熊本県税条例第48条の3の規定は、附則第1項第4号に掲げる規定の施行の日（以下「4号施行日」という。）以後に効力が生ずる地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法第72条の80第1項ただし書に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可（以下「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）

について適用し、4号施行日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

（熊本県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 7 熊本県税条例の一部を改正する条例（平成19年熊本県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「を除く」を「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 第 9 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

### 熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

熊本県税特別措置条例（昭和39年熊本県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「）を新設し、若しくは増設した」を「）を新設し、若しくは増設し、若しくは同号に規定する特定業務児童福祉施設（当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものに限る。第4条の14第1項及び第2項において「対象特定業務児童福祉施設」という。）を整備した」に改める。

第4条の14第1項各号列記以外の部分及び第2項中「又は増設した」を「若しくは増設し、又は対象特定業務児童福祉施設を整備した」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の熊本県税特別措置条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月19日から適用する。
- 2 新条例第4条の14の規定は、令和6年4月19日（以下「適用日」という。）以後に地域再生法（平成17年法律第24号）第7条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第5号イに掲げる地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）内において同法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）に従って同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、若しくは増設し、又は同号に規定する特定業務児童福祉施設（当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものに限る。）を整備した同法第17条の2第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に対して課すべき事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、適用日前に地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

### （提案理由）

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 10 号

熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第36条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第279条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第279条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防

サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号）の一部を次のように改正する。

第51条の2第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第269条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第269条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）  
第4条 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第56条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）  
第5条 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第55条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第55条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正）

第6条 熊本県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年熊本県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第56条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第56条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（熊本県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第7条 熊本県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例（令和2年熊本県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第161号）の施行に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県国民健康保険法施行条例の一部を改正する条例

熊本県国民健康保険法施行条例（平成30年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

第 12 号

工事請負契約の締結について

牛深漁港水産物供給基盤機能保全（ハイヤ大橋橋梁補修2）工事他合併について、次のように請負契約を締結することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

- 1 工 事 名 牛深漁港水産物供給基盤機能保全（ハイヤ大橋橋梁補修2）工事  
他合併
- 2 工 事 内 容 橋梁補修工
- 3 工 事 場 所 天草市牛深町地内
- 4 工 期 契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで
- 5 契 約 金 額 560,659,000円
- 6 契約の相手方 福岡県福岡市博多区博多駅中央街7番21号  
日立造船株式会社九州支社  
支社長 徳尾真信
- 7 契約の方法 一般競争入札

（提案理由）

牛深漁港水産物供給基盤機能保全（ハイヤ大橋橋梁補修2）工事他合併請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和39年熊本県条例第30号）第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。



第 13 号

工事請負契約の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された国道389号広域連携交付金（下田南4号トンネル）工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和6年9月30日まで」を「契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで」に、契約金額「1,765,500,000円」を「1,845,852,285円」に変更することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 14 号

工事請負契約の変更について

令和4年9月熊本県議会定例会において議決された熊本港物流拠点機能向上（ガントリークレーン製作据付）工事請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和6年9月30日まで」を「契約締結の日の翌日から令和6年12月27日まで」に、契約金額「1,148,400,000円」を「1,168,969,937円」に変更することとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 15 号

直轄災害復旧事業の経費に対する市町負担金について

令和2年度から令和5年度までにおいて国が施行した直轄災害復旧事業について、当該事業に要した経費のうち市町が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

八代市

事業名	負担すべき金額
直轄災害復旧事業（八代平野地区）	5,971,009円

氷川町

事業名	負担すべき金額
直轄災害復旧事業（八代平野地区）	22,834円

（提案理由）

令和2年度から令和5年度までにおいて国が施行した直轄災害復旧事業に要した経費の一部を市町に負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

第 16 号

専決処分 of 報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 2 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年5月16日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年8月28日 一般県道熊本空港線 菊池郡菊陽町大字馬場楠 地内 支障木	個 人 (車両所有者)	232,200円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 17 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 1 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年5月16日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年1月26日 一般国道266号 宇城市不知火町大見地内 支障木	個 人 (車両所有者)	95,400円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 6 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年5月31日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年4月1日 八代市松江城町地内	個 人 (車両所有者) 普通乗用車	218,438円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 4 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年5月27日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和4年12月8日 菊池市北宮地内	個 人 (車両運転者) 普通乗用車	100,215円	当事者双方は、 今後本件に係る人的 損害に関して、 裁判上又は裁判外 において一切の異 議及び請求の申立 てをしないこと。
	個 人 (車両同乗者)	38,724円	

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 5 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方の車両等と熊本県職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年5月27日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和 解 事 項
令和5年6月27日 阿蘇市黒川地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	143,411円	当事者双方は、今後本件に係る人的損害に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。



報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和6年6月14日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 3 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和6年5月27日専決

熊本県知事 木村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和5年8月16日 熊本市南区江越地内	個人 (車両運転者) 原動機付自転車	459,775円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和6年1月31日 熊本市中央区萩原町地内	個人 (車両所有者) 普通乗用車	137,400円	
3	令和6年2月3日 熊本市西区蓮台寺地内	個人 (車両所有者) 軽乗用車	145,200円	





発 行 者：熊本県  
所 属：財政課  
発行年度：令和6年度